

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-7
提出年月日	令和5年3月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）	全般	T.P.の「+」表記を削除しました。 （旧）T.P.±○○ （新）T.P.○○	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 4）	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）	全般	相違理由の説明文章について、文末に句点をつけるよう統一しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）	全般	51m倉庫車庫からのアクセスルートについて、道路拡幅対策を実施したことにより、仮復旧作業が無くなったため、関連資料を修正しました。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 4）	全般	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）	全般	放射性物質吸着剤の位置付けを重大事故等対処設備から自主対策設備に変更したため、関連資料を修正しました。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 4）	全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	全般	保管場所の「T.P.10m盤集水桝」を削除したため、関連資料を修正しました。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	全般	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	全般	新たに「集水桝シルトフェンス」及び「ホース延長・回収車(送水用)」を重大事故等対処設備としたため、関連資料を修正しました。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	全般	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	目次	<p>仮復旧作業が無くなったことにより、以下の資料を削除しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙(23) 屋外のアクセスルートの仮復旧計画時間の評価について ・補足(5) 可搬型設備設置可能時間の保守性 <p>仮復旧作業が無くなったことにより、以下の資料タイトルを修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙(26) (旧) 屋外のアクセスルート復旧後における車両の通行量について (新) 重大事故等時における車両の通行量について ・補足(9) (旧) 仮復旧後の対応について (新) 土砂撤去後の対応について <p>また、上記に伴い、資料を移動しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙(37) 屋外のアクセスルート現場確認結果」を別紙(23)に移動しました。 ・「補足(23) ホイールローダの走行速度の検証について」を補足(5)に移動しました。 	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	目次	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	目次	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 保管場所及び屋外のアクセスルートに関する斜面の安定性評価について (新) 保管場所及び屋外のアクセスルート <u>の斜面の地震時の安定性評価</u> について	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	目次	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	目次	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) (1) 第38回審査会合(平成25年10月29日) <u>から</u> の主要な変更点について (新) (1) 第38回審査会合(平成25年10月29日) <u>以降</u> の主要な変更点について	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	目次	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	目次	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (新) 作業時間短縮に向けた <u>取組み</u> について	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-8	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、 (新) 島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-1, 2	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 防潮堤及び防火帯の内側に保管し、 <u>想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。</u> (新) 防潮堤及び防火帯の内側 <u>かつ</u> 高台に保管する。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-9, 10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-1, 2	以下の記載を削除し、適正化しました。 (旧) 防潮堤及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。 (新) 防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-9, 10	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-4	仮復旧作業が無くなったことから、以下の記載を削除し、適正化しました。 (旧) 次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。 (新) 次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施し、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-12	上記の修正に加えて、修正に伴う下記の相違理由を追記しました。 【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が必要となる被害が想定されないことから、復旧方法及び復旧時間の評価は実施しない。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-13	相違理由の以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>3</u> 章 (新) <u>3</u> .	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-6, 15, 16, 他関連箇所	可搬型直流電源用発電機の保管場所を変更しました。 (旧) 1, 2号炉北側31mエリア (新) 展望台行管理道路脇西側60mエリア	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-13, 25, 26, 他関連箇所	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-16	以下の記載を追記しました。 【島根】記載表現の相違	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-8	記載を適正化しました。 (旧) 北海道積丹半島の西側基部の古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。 (新) 北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-16	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-9	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 原子炉建屋, 原子炉補助建屋, ディーゼル発電機建屋 (新) 原子炉建屋, 原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-18	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-10	以下の記載を削除いたしました。 ただし、放射性物質吸着剤については、T.P. 10mの想定される水位に対し、機能を喪失しないことから、1セットを使用場所であるT.P. 10mの集水桝内に保管する。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-11	以下の記載について、下線を削除しました 緊急時対策所用発電機及び放射性物質吸着剤については、それぞれ使用場所である緊急時対策所エリア及びT.P.10m盤集水桟に配備する。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-20	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-14	第3-2表について、表の内容を本文に記載している設備と整合しました。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-25	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-16, 19	「2n+a」の可搬型設備にホース延長・回収車(送水車用)を追加しました。 それに伴い、その他設備からを削除しました。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-26, 33	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-16	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 4組 (新) 4組ホース長ごと2本	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-16, 18, 141, 別紙2-5, 別紙28-1, 3	設備名称を変更しました。 (旧) ホース (新) 可搬型ホース	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-26, 29, 217, 別紙2-5, 別紙28-1, 3	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-18	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 空気供給装置 (新) 空気供給装置(空気ボンベ)	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-29	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-18	空気供給装置(空気ボンベ)の配置数, 必要容量等を適正化しました。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-33	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-18	第3-3表(3)「n」の可搬型設備に以下の設備を追加しました。 ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-19	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機 (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-35	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-19	誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) (1) アクセスルート確保のための可搬型設備 (新) (1) アクセスルート確保のための可搬型設備	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-33	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-19, 補足12	(2)その他設備(自主的に所有している設備)に可搬型水中ポンプを追加しました。	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-34, 補足12	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-19	資機材運搬車の保管場所について、2号炉東側31mエリア(b)を削除しました。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-34	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-50～1. 0. 2-52, 1. 0. 2-102～1. 0. 2-110, 1. 0. 2-別紙13	斜面のすべり安定性評価に関する追而解消に伴い、体裁を適正化しました。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-89～1. 0. 2-90, 1. 0. 2-156～1. 0. 2-166, 1. 0. 2-別紙13	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-140	アクセスルートの状況確認の要員を変更しました。 (旧) 災害対策要員 (新) 災害対策要員及び災害対策要員 (支援)	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-214, 1. 0. 2-215	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-143	以下の記載を適正化しました。 (旧) ※1：重要事故シーケンスごとに制限時間が異なる場合には、 <u>最短の制限時間を記載。</u> (新) ※1：蒸気発生器への注水確保(海水)の制限時間は、「全交流電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。燃料補給 (代替非常用発電機への燃料補給) は「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」を想定。	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-219	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-143, 148, 別紙34-24	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>LEDヘッドランプ</u> (新) <u>ヘッドライト</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-215, 223, 別紙34-24	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-143, 148, 別紙34-24	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) LED懐中電灯 (新) 懐中電灯	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-215, 223, 別紙34-24	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-147, 148	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 社内規程 (新) 社内規程類	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-220, 223	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0. 2-225	以下の記載に関して記載漏れがあったことから適正化致しました。(下線部参照) (旧)・泊は、仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) (新)・泊は、 <u>常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。</u> (柏崎と同様)	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0. 2-149	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 (新)現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-228	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-149	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-228	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-149	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 機材準備, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, 引上げ用治具取付, ポンプ起動操作 (新) 機材準備, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, 蒸気加減弁開操作準備, ポンプ起動操作	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-228	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ケーブル及びバッテリー接続 (新) ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-229	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 (新) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-229	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) インターフェイスシステムLOCA発生時の手順 (新) インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-229	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-230	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-151	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 保管場所への移動(屋外作業) <u>【中央制御室→⑥階段B③→屋外A】</u>	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-230	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-151	以下の記載に修正しました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 【中央制御室→⑥階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】 (新) 可搬型ホース敷設, 接続(屋内作業) 【中央制御室→[⑥-22]→(⑥階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】	追而解消の反映結果
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-230	同上	追而解消の反映結果
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-152	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-231	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-152	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 保管場所への移動(屋外作業) 【中央制御室→⑥階段B③→屋外A】	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-231	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-152	以下の記載に修正しました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 【中央制御室→⑥階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】 (新) 可搬型ホース敷設, 接続(屋内作業) 【中央制御室→[⑥-22]→(⑥階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】	追而解消の反映結果

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-231	同上	追而解消の反映結果
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-153	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替空気供給操作 (新) B-アニュラス排気ダンパ手動開操作, アニュラス全量排気弁操作 可搬型窒素ガスポンプ供給操作	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-232	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-153	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 試料採取室排気系ダンパ閉処置 (新) 試料採取室排気隔離ダンパ閉処置	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-232	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設 (新) 可搬型ホース敷設	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-233	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 可搬型スプレインゾル設置 (新) 可搬型ホース敷設, 可搬型スプレインゾル設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-233	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 監視カメラ空冷装置準備 (新) 監視カメラ空冷装置準備, <u>起動</u>	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-233	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-155	他条文と整合を図り, 条文1.12ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を削除しました。	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-234	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-156	他条文と整合を図り, 条文1.13ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給部分を削除しました。	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-235	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設 (新) <u>仮設ホース敷設, 接続</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の記載に関して修正しました。(下線部参照) (旧) 【屋外A→(3)階段B⑥→[⑥-12]→[⑥-13]→[⑥-12]→(6)階段E(8)→[⑧-28]→屋外E→(8)階段B③→屋外A】 (新) 【屋外A→(3)階段B⑥→[⑥-12]→[⑥-13]→[⑥-12]→[⑥-23]→(6)階段B③→屋外A】	追而解消の反映結果
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	追而解消の反映結果
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の表記が抜けていたことから追加しました。 中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の表記が抜けていたことから追加しました。 【中央制御室→[⑥-21]→中央制御室】	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【[⑥-19]→[⑥-20]】 (新) 【屋外A→(3)階段B⑥→[⑥-19]→[⑥-20]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	他条文と整合を図りルート変更したことを踏まえて、以下の記載に関変更しました。(下線部参照) (旧) 無 (新) 有	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアの設置手順 (新) チェンジングエリアの設置及び運用手順	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 放射性物質の濃度低減 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合) (新) 放射性物質の濃度を低減するための手順等 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-238	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, c, d (新) 運転員A, B, C, D	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁開放 (新) 主蒸気逃がし弁開操作, 主蒸気逃がし弁開度調整	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 災害対策要員B (新) 災害対策要員E	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載を追記しました。(下線部参照) <u>【2次冷却系強制冷却操作】</u> <u>・主蒸気逃がし弁開度調整</u> <u>(R/B 33.1m) 非管理区域</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A/B <u>10.3m</u> (新) A/B <u>40.3m</u>	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-240	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-162	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, D</u>	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-241	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-162	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-241	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-162	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 中央制御室 ↓ 屋外	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-241	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-162	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 屋外 ↓ 【原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水)】 ・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (R/B 2.3m) 非管理区域	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-241	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, c, d (新) 運転員A, B, C, D	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁開放 (新) 主蒸気逃がし弁開操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等閉止 (新) 1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等閉操作	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載を追記しました。(下線部参照) <u>【2次冷却系強制冷却操作】</u> ・主蒸気逃がし弁開度調整 <u>(R/B 33.1m) 非管理区域</u>	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 災害対策要員B (新) 災害対策要員E	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A/B <u>10.3m</u> (新) A/B <u>40.3m</u>	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 不要直流電源負荷切り離し (新) 不要直流電源負荷切り離し <u>(中央制御室又は中央制御室隣接箇所における操作)</u>	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-242	同上	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-164	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, D</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-243	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-164	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-243	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-164	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 中央制御室 ↓ 屋外	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-243	同上	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-164	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 屋外 ↓ 【原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水)】 ・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (R/B 2.3m) 非管理区域	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-243	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-165	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, c, d (新) 運転員A, B, C, D	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-244	同上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-165	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁開放 (新) 主蒸気逃がし弁開操作	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-244	同上	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-165	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-244	同上	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-165	以下の記載を追記しました。(下線部参照) <u>【2次冷却系強制冷却操作】</u> ・主蒸気逃がし弁開度調整 <u>(R/B 33.1m) 非管理区域</u>	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-244	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-166	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, d (新) 運転員A, B, D	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-245	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-166	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-245	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-166	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 中央制御室 ↓ 屋外	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-245	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-166	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 屋外 ↓ 【原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水)】 ・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (R/B 2.3m) 非管理区域	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-245	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-167	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, c, d (新) 運転員A, B, C, D	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-246	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-168	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, D</u>	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-247	同上	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-169	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, D</u>	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-248	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-170	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, D</u>	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-249	同上	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-171	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, C, D</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-250	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-172	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c</u> (新) 運転員 <u>A, B, C</u>	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-251	同上	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-172	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-251	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-172	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>中央制御室</u> <u>↓</u> <u>屋外</u>	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-251	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-172	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>屋外</u> <u>↓</u> <u>【原子炉補機冷却水系統への通水確保</u> <u>(海水)】</u> <u>・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続</u> <u>(R/B 2.3m) 非管理区域</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-251	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-173	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, C, D</u>	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-252	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-173	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 加圧器逃がし弁開放準備 (新) 加圧器逃がし弁開操作準備	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-252	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-173	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室排気ファン起動, 充電器復旧 (新) 蓄電池室排気ファン起動, 充電器受電	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-252	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-174	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c</u> (新) 運転員 <u>A, B, C</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-253	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-174	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-253	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-174	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 中央制御室 ↓ 屋外	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-253	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-174	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 屋外 ↓ 【原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水)】 ・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (R/B 2.3m) 非管理区域	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-253	同上	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-175	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, c, d (新) 運転員A, B, C, D	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-254	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-176	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b</u> (新) 運転員 <u>A, B</u>	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-255	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-176	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) : 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) (新) : 使用済燃料ピットへの注水確保 (<u>淡水</u> ・海水)	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-255	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-177	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, C, D</u>	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-256	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-178	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c, d</u> (新) 運転員 <u>A, B, C, D</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-257	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員a, b, d (新) 運転員A, B, D	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-258	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-179	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>E'</u> <u>F'</u> <u>G'</u>	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-258	同上	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-179	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>中央制御室</u> <u>↓</u> <u>屋外</u>	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-258	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-179	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) <u>屋外</u> <u>↓</u> <u>【原子炉補機冷却水系統への通水確保</u> <u>(海水)】</u> <u>・可搬型ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続</u> <u>(R/B 2.3m) 非管理区域</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-258	同上	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-180	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b, c</u> (新) 運転員 <u>A, B, C</u>	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-259	同上	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-181	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 運転員 <u>a, b</u> (新) 運転員 <u>A, B</u>	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-260	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-182	第7-3表(3/38)の表の一部を表(4/38)に分割し第7-3表の枚数が増加したことから(1/38)から(1/39)に変更しております。 ※この変更に伴い、以降の図番号も変更しております。	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-261	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-182	第7表(3/38)の表の一部としていた表を(4/38)に分割しました。 ※この変更に伴い、 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)の(○/4)を 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)の(○/5)に変更した	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-261	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷型系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-261	同上	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-261	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-183, 184, 186, 188, 189, 190, 191, 192, 195, 196, 197, 200, 201, 202, 205, 206, 207, 209, 210, 211, 213, 214, 215, 216, 219, 220, 222, 223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設, ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 (新) 可搬型ホース敷設, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-262, 263, 267, 269, 270, 271, 274, 275, 276, 279, 280, 281, 284, 285, 286, 288, 289, 290, 292, 293, 294, 295, 298, 299, 301, 302	同上	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-183, 186, 188, 189, 190, 195, 197, 200, 202, 205, 207, 209, 211, 213, 215, 216, 222, 223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の設置 (新) 可搬型大型送水ポンプ車Aの設置	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263, 265, 267, 268, 269, 274, 276, 279, 281, 284, 286, 288, 290, 292, 294, 295, 301, 302	同上	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-183	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間後からの作業を想定しているが、 <u>作業時間に余裕を含んでいる</u> ため制限時間内に実施可能である。 (新) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生5時間50分後に作業が完了する</u> ため制限時間内に実施可能である。	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-262	同上	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-183	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生3時間40分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生2時間20分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-262	同上	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-184, 191, 196, 201, 206, 210, 214, 219, 223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の設置 (新) 可搬型大型送水ポンプ車Bの設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263, 270, 275, 280, 285, 289, 293, 302	同上	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-184, 191, 196, 201, 206, 210, 214, 219	アクセスルート変更に伴う手順の見直しにより作業場所欄の1つのセルにて屋外作業と屋内作業を分割した手順を設定したことから「移動時間①」, 「作業時間②」, 「作業合計時間①+②」, 「制限時間に対する成立性」及び「保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備」欄を記載致しました。	追而解消の反映結果
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263, 270, 275, 280, 285, 289, 293, 298	同上	追而解消の反映結果
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-184	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約58.8時間 (新) 約58時間	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263	同上	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-184	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生13時間40分後</u> に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生12時間20分後</u> に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-184	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生10時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生9時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-263	同上	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約58.8時間 (新) 約58時間	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-264	同上	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生11時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生10時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-264	同上	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生13時間15分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生14時間5分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある</u> (新) 事象発生11時間55分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生12時間45分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-264	同上	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生5時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生9時間30分後に</u> 作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある (新) 事象発生4時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生8時間10分後に</u> 作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-265	同上	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約11時間10分</u> (新) <u>約9時間50分</u>	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-265	同上	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-266	同上	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 不要直流電源負荷切り離し(中央制御室隣接箇所) (新) 不要直流電源負荷切り離し(中央制御室又は中央制御室隣接箇所) <u>における操作</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-266	同上	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-266	同上	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-188	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間後からの作業を想定しているが、 <u>作業時間に余裕を含んでいる</u> ため制限時間内に実施可能である。 (新) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生5時間50分後に作業が完了する</u> ため制限時間内に実施可能である	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-267	同上	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-188	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生3時間40分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生2時間20分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-267	同上	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-189	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生5時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生9時間30分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生4時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生8時間10分後に作業が完了する</u> ため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-268	同上	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-189	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約11時間10分 (新) 約9時間50分	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-268	同上	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間後からの作業を想定しているが、 <u>作業時間に余裕を含んでいる</u> ため制限時間内に実施可能である。 (新) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生5時間50分後に作業が完了する</u> ため制限時間内に実施可能である。	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-269	同上	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開操作	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-269	同上	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約58.8時間 (新) 約58時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-270	同上	
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生13時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある</u> (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生12時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-270	同上	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生11時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生9時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-270	同上	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生11時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生10時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生13時間15分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生14時間5分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生11時間55分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生12時間45分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生5時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生9時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生4時間10分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生8時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約11時間10分</u> (新) <u>約9時間50分</u>	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約58.8時間</u> (新) <u>約58時間</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の表記を追加しました。 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-192	以下の表記を追加しました。 ※6	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-271	同上	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・破損系列の余熱除去系統隔離操作 (新)・破損系列の余熱除去系隔離操作	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-272	同上	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・充電器復旧 (新)・充電器受電	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-273	同上	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-198	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・充電器復旧 (新)・充電器受電	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-277	同上	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-199	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)加圧器逃がし弁開放準備 ・加圧器逃がし弁開放準備 (新)加圧器逃がし弁開操作準備 ・加圧器逃がし弁開操作準備	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-278	同上	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・充電器復旧 (新)・充電器受電	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-282	同上	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)加圧器逃がし弁開放準備 ・加圧器逃がし弁開放準備 (新)加圧器逃がし弁開操作準備 ・加圧器逃がし弁開操作準備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-283	同上	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・ <u>充電器復旧</u> (新)・ <u>充電器受電</u>	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-287	同上	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・ <u>充電器復旧</u> (新)・ <u>充電器受電</u>	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-291	同上	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-216	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車の設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新)・可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-295	同上	
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2次系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁開放 (新) 2次冷却系強制冷却操作 ・主蒸気逃がし弁操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-300	同上	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・破損系列の余熱除去系統隔離操作 (新)・破損系列の余熱除去系隔離操作	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-300	同上	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・充電器復旧 (新)・充電器受電	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-300	同上	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)加圧器逃がし弁開放準備 ・加圧器逃がし弁開放準備 (新)加圧器逃がし弁開操作準備 ・加圧器逃がし弁開操作準備	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-301	同上	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)3時間 (新)1時間40分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-301	同上	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>7時間10分</u> (新) <u>5時間50分</u>	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-301	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約58.8時間</u> (新) <u>約58時間</u>	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>9時間30分</u> (新) <u>8時間10分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>10時間30分</u> (新) <u>9時間10分</u>	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>11時間30分</u> (新) <u>10時間10分</u>	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>13時間15分</u> (新) <u>11時間55分</u>	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-302	同上	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>14時間05分</u> (新) <u>12時間45分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-302	同上	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-別紙1-1	集水樹の記載削除	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-別紙1-1	同上	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-別紙1-3, 補足1-3	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊支線送電鉄塔 (新) 66kV泊支線送電鉄塔	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-別紙1-3, 補足1-3	同上	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-別紙1-3, 別紙11-1, 別紙11-2, 別紙11-4, 別紙11-5, 別紙11-6, 別紙11-7, 別紙11-8, 別紙11-9, 別紙11-10, 別紙11-11, 別紙11-14, 別紙11-15	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊支線No. 6鉄塔 (新) 66kV泊支線No. 6鉄塔	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1. 0. 2-別紙1-4, 別紙11-1, 別紙11-2, 別紙11-3, 別紙11-4, 別紙11-8, 別紙11-10, 別紙11-11, 別紙11-14, 別紙11-15, 別紙11-22, 別紙11-25, 別紙11-26, 別紙11-29, 別紙11-30, 別紙11-31	同上	
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1. 0. 2-別紙1-3, 別紙11-1, 別紙11-2, 別紙11-4, 別紙11-5, 別紙11-6, 別紙11-7, 別紙11-8, 別紙11-9, 別紙11-10, 別紙11-12, 別紙11-14, 別紙11-15	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊支線No. 7鉄塔 (新) 66kV泊支線No. 7鉄塔	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙1-4, 別紙11-1, 別紙11-2, 別紙11-3, 別紙11-4, 別紙11-8, 別紙11-10, 別紙11-11, 別紙11-14, 別紙11-15, 別紙11-22, 別紙11-25, 別紙11-27, 別紙11-29, 別紙11-30, 別紙11-31	同上	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙2-4	以下の記載を削除しました。 「この中で、防潮堤内側に位置する「1, 2号炉取水ピットスクリーン室」については、更なる対策として基準地震動で必要な機能を確保できる設計とするが、3号炉取水ピットスクリーン室のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。 なお、「1, 2号炉取水ピットスクリーン室」までのルートは、サブルートとして位置付ける。」	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙2-3	同上	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙2-14	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 頑健な建屋内又は屋外のアクセスルート (新) 頑健な建屋内及び屋外のアクセスルート	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙2-18	同上	
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙3-1	記載を適正化しました。 (旧) 設置許可基準規則第43条第3項第3号 (新) 設置許可基準規則第四十三条第3項第三号	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙3-1	同上 相違理由欄に「【女川】記載表現の相違」を追加しました。	
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙3-2, 3, 4	【代替炉心注水, 補助給水ピット補給, 燃料取替用水ピット補給】, 【原子炉補機冷却水系統通水】及び【代替格納容器スプレイ】の接続方法を変更したため、記載を修正しました。 (旧) フランジ接続 (新) 結合金具接続	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙3-2,3	同上	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙3-2,7	誤記を訂正しました。 (旧) ・可搬型代替電源接続盤 (新) ・Aー可搬型代替電源接続盤 ・Bー可搬型代替電源接続盤	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙3-2,7	同上	
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙3-2,7	誤記を訂正しました。 (旧) ・可搬型直流電源接続盤 (新) ・可搬型直流電源接続盤 1 ・可搬型直流電源接続盤 2	
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙3-2,7	同上	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙4-7, 別紙4-9, 別紙4-10	仮復旧作業が想定されなくなったため、「第4表 自然事象の組合せによる影響評価」から、地震によって発生するがれき撤去作業とその他自然事象との組合せに関する記載を削除しました。	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙4-6, 別紙4-8, 別紙4-9	同上	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙5-1, 別紙21-1	ホイールローダの走行速度について、根拠となる資料(補足資料(5))との紐づきを明確化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙5-1, 別紙21-1	同上	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙7-1	可搬型設備の開口部確認結果例にホース延長・回収車(送水車用)を追加しました。	
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙7-1	同上	
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-5, 別紙11-6	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊支線No. 5鉄塔 (新) 66kV泊支線No. 5鉄塔	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-4, 別紙11-8, 別紙11-11, 別紙11-14	同上	
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-5, 別紙11-6	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊電源1号支線No. 1鉄塔 (新) 66kV泊支線No. 4-1鉄塔	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-4, 別紙11-8, 別紙11-11, 別紙11-14	同上	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-5, 別紙11-6	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊電源2号支線No. 1鉄塔 (新) 66kV泊支線No. 4-2鉄塔	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-2, 別紙11-4, 別紙11-8, 別紙11-11, 別紙11-14	同上	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-3, 別紙11-8,	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 泊支線 (新) 66kV泊支線	
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-8, 別紙11-21	同上	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-4	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 保管場所及びアクセスルート (新) 保管場所又はアクセスルート	
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-10	同上	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-7	第6図の一部としていた断面図を第7図としました。 ※この変更に伴い、以降の図番号を変更した	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-15	同上	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙11-10	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>送電鉄塔 (No. 7)</u> (新) 66kV泊支線No. 7鉄塔	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙11-22	同上	
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙13-13～13-22	図面について、解像度、大きさを調整しました。	
404	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙13-25～13-34	同上	
405	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙13-22	敷地に認められる断層分布図について、断層の走向・傾斜等が記載した表を追加しました。	
406	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙13-34	同上	
407	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙13-31, 45	①-①'断面において、崩壊を想定としている斜面を示す引出線を追加しました。	
408	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙13-43, 126	同上	
409	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙17-13	新たに図番号を追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙17-12	同上	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙20-2, 別紙20-4	第2図, 第4図にホース延長・回収車(送水車用)を追加しました。	
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙20-2, 別紙20-4	同上	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙21-1	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 【島根】記載表現の相違	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙21-4	上付き文字となるように単位を修正しました。	
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙21-4	同上	
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙24-1, 別紙24-2	アクセスルートの状況確認の要員を変更しました。 (旧) 災害対策要員 2名 (新) 災害対策要員 2名及び災害対策要員(支援) 2名	
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙24-1, 別紙24-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙25-1	第1図を修正しました。(仮復旧作業が想定されなくなったことによる、被害想定の変更)	
419	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙25-1	同上	
420	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙26-1	仮復旧作業が無くなったことから、資料の記載内容を変更しました。 (旧) アクセスルート復旧後の通行量について記載 (新) 重大事故等発生時の通行量について記載	
421	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙26-1	同上	
422	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙28-1	新たに図番号を追加しました。 ※この変更に伴い、以降の図番号を変更した	
423	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙28-1	同上	
424	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙28-2	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 第2図 3号炉原子炉建屋東側を經由したルートの作業の成立性(機材設置なし) (新) 第2図 3号炉原子炉建屋東側を經由したルートの作業の成立性(機材設置あり)	
425	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙28-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
426	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次系のフィードアンドブリード (新) 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	
427	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	
428	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動	
429	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	
430	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作	
431	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	
432	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電	
433	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
434	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 機材準備, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, 引上げ用治具取付, ポンプ起動操作 (新) 機材準備, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, 蒸気加減弁開操作準備, ポンプ起動操作	
435	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	
436	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	
437	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-3	同上	
438	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプの作動状況確認 (新) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	
439	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
440	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ケーブル及びバッテリー接続 (新) ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続	
441	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
442	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</u> (新) <u>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</u>	
443	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
444	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</u> (新) <u>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動</u>	
445	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
446	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復</u> (新) <u>代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電</u>	
447	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
448	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復</u> (新) <u>代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復</u>	
449	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
450	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	
451	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
452	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 炉心損傷時における高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順 (新) 炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順	
453	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
454	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 (新) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順	
455	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	
456	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) インターフェイスシステムLOCA発生時の手順 (新) インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順	
457	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
458	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D	
459	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-5	同上	
460	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	
461	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-6	同上	
462	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
463	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-7	同上	
464	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 保管場所への移動(屋外作業) 【中央制御室→⑥階段B③→屋外A】	追而解消の反映結果
465	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-7	同上	追而解消の反映結果

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
466	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) <u>可搬型ホース敷設, 接続(屋内作業)</u>	追而解消の反映結果
467	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-7	同上	追而解消の反映結果
468	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→⑥階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】 (新) 【中央制御室→[⑥-22]→(⑥階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】	追而解消の反映結果
469	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-7	同上	追而解消の反映結果
470	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外C	
471	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-7	同上	
472	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) <u>保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続</u>	
473	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
474	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 保管場所への移動(屋外作業) <u>【中央制御室→⑥階段B③→屋外A】</u>	追而解消の反映結果
475	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-9	同上	追而解消の反映結果
476	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 (新) <u>可搬型ホース敷設, 接続(屋内作業)</u>	追而解消の反映結果
477	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-9	同上	追而解消の反映結果
478	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>【中央制御室→⑥階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】</u> (新) <u>【中央制御室→[⑥-22]→(⑥階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-2]】</u>	追而解消の反映結果
479	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-9	同上	追而解消の反映結果
480	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外C	
481	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
482	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設 (新) <u>可搬型</u> ホース敷設	
483	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-11	同上	
484	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外B (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外B	
485	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-11	同上	
486	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟(<u>使用済燃料ピット内の燃料体等</u>)への放水	
487	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	
488	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 監視カメラ空冷装置準備 (新) 監視カメラ空冷装置準備, <u>起動</u>	
489	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
490	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット監視計器の電源(交流又は直流)を代替電源設備から給電する手順等 (新) 代替電源による給電	
491	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	
492	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	1.12工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等の表における「放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制」の行を自主手順に変更したことから削除しました。	
493	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	
494	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 (新) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への放射性物質の拡散抑制	
495	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	
496	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア (新) 緊急時対策所待機所→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア (a)	
497	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
498	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-12	1.12工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等の表における「可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給」の行を他条文との整合を図り削除しました。	
499	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-12	同上	
500	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-13	1.12工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等の表における「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給」の行を他条文との整合を図り削除しました。	
501	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-13	同上	
502	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次系のフィードアンドブリード (新) 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	
503	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-13	同上	
504	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D	
505	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
506	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D	
507	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-14	同上	
508	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-15	1.13重大事故等の収束に必要な水の供給手順等の表における「可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給」の行を他条文との整合を図り削除しました。	
509	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-15	同上	
510	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-15	1.13重大事故等の収束に必要な水の供給手順等の表における「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給」の行を削除しました。	
511	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-15	同上	
512	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→1号炉西側31mエリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア, 2号炉東側31mエリア (新) 屋外A→1号炉西側31mエリア, 2号炉東側31mエリア(a)	
513	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-16	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
514	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→1号炉西側31mエリア, <u>1</u> , 2号炉北側31mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外E (新) 屋外A→1号炉西側31mエリア, 又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外E	
515	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-16	同上	
516	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→1号炉西側31mエリア, <u>展望台行管理道路脇西側60mエリア</u> , 2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外E (新) 屋外A→1号炉西側31mエリア, 2号炉東側31mエリア <u>(a)</u> →屋外A又は屋外E	
517	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-17	同上	
518	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア (新) 緊急時対策所待機所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア <u>(b)</u>	
519	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-17	同上	
520	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A (新) 緊急時対策所待機所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア <u>(b)</u> →屋外A	
521	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
522	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設 (新) 仮設ホース敷設, 接続	
523	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
524	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-12]→[⑥-13]→[⑥-12]→(⑥階段E⑧)→[⑧-28]→屋外E→(⑧階段B③)→屋外A】 (新) 【屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-12]→[⑥-13]→[⑥-12]→[⑥-23]→(⑥階段B③)→屋外A】	追而解消の反映結果
525	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	追而解消の反映結果
526	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失時の代替電源の供給 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電	
527	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
528	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 直流電源喪失時の代替電源の供給 (新) 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備からの給電	
529	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
530	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。(下線部参照) 代替所内電気設備による給電	
531	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
532	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。(下線部参照) 可搬型代替直流電源設備からの給電	
533	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
534	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 「 <u>代替電源(交流)による給電手順等</u> 」及び「 <u>代替非常用発電機等への燃料補給の手順等</u> 」参照 (新) 「 <u>電源の確保に関する手順等</u> 」参照	
535	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
536	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 「 <u>直流電源及び代替電源(直流)による給電手順等</u> 」参照 (新) 「 <u>電源の確保に関する手順等</u> 」参照	
537	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
538	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。(下線部参照) 1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	
539	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-18	同上	
540	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 中央制御室空調装置の運転手順等 (交流動力電源が正常な場合) (新) 中央制御室空調装置の運転手順等 (交流動力電源が確保されている場合)	
541	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
542	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 中央制御室空調装置の運転手順等 (全交流動力電源が喪失した場合) (新) 中央制御室空調装置の運転手順 (常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)	
543	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
544	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 (新) 中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	
545	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
546	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアの設置手順 (新) チェンジングエリアの設置及び運用手順	
547	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
548	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 放射性物質の濃度を低減するための手順等 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合) (新) 放射性物質の濃度を低減するための手順等 (交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合)	
549	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
550	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 放射性物質の濃度を低減するための手順等 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合) (新) 放射性物質の濃度を低減するための手順等 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	
551	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
552	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	記載漏れがあったことから以下の記載を追記しました。(下線部参照) 【中央制御室→[⑥-21]→中央制御室】	
553	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
554	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【[⑥-19]→[⑥-20]】 (新) <u>【屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-19]→[⑥-20]】</u>	
555	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
556	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 水素排出 (アニュラス空気浄化設備) (全交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順) (新) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等(交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順)	
557	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
558	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 (新) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	
559	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
560	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	1.17監視測定等に関する手順等の表における「可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定」の行を削除して他条文と整合を図りました。	
561	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
562	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア (新) 緊急時対策所待機所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア (b)	
563	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-19	同上	
564	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-20	1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等の表における「可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順」の行を削除して他条文と整合を図りました。	
565	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-20	同上	
566	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) チェン징ングエリアの設置及び運用手順	
567	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-20	同上	
568	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋	
569	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
570	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載を追記し他条文と整合を図りました。(下線部参照) 緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所	
571	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-20	同上	
572	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-21	1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等の表における「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機」の行を削除して他条文と整合を図りました。	
573	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-21	同上	
574	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-21	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	
575	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-21	同上	
576	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-22	図の表題の記載を適正化しました。 (旧)第1図 屋内アクセスルート ルート図① (新)第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1/11) ※この変更に伴い、以降の図の表題を適正化した。	
577	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
578	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-23	操作対象場所5を追加し他条文と整合を図りました。	
579	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-23	同上	
580	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-24	操作対象場所9の位置に誤りがあったことから正しい位置に修正しました。	
581	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-24	同上	
582	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-27	操作対象場所15, 16, 21を追加し他条文と整合を図りました。	
583	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-27	同上	
584	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-27	操作対象場所22, 23を追加しました。	追而解消の反映結果
585	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-27	同上	追而解消の反映結果

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
586	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-27	階段F近くにあった操作対象場所12を削除しました。	追而解消の反映結果
587	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-27	同上	追而解消の反映結果
588	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-29	階段F近くにあった操作対象場所28を削除しました。	追而解消の反映結果
589	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-29	同上	追而解消の反映結果
590	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-32	操作対象場所1を追加し他条文と整合を図りました。	
591	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-32	同上	
592	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替空気(窒素)によるアンユラス空気浄化設備の運転 <u>B-ア</u> ンユラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) アンユラス空気浄化設備の運転手順等	
593	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
594	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 試料採取室排気系ダンパ閉処置 (新) 試料採取室排気隔離ダンパ閉処置	
595	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	
596	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 主蒸気逃がし弁開放, 開度調整 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 主蒸気逃がし弁開放, 開度調整	
597	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	
598	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ホース接続箇所 (新) ・ホース接続	
599	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	
600	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。(下線部参照) ・資機材	
601	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
602	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ホース敷設 (新) ・ <u>可搬型ホース敷設, 接続</u>	
603	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-33	同上	
604	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>使用済燃料ピット水位 (可搬型) の設置</u> (新) <u>可搬型水位計運搬, 設置</u>	
605	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
606	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の設置</u> (新) <u>監視カメラ空冷装置準備, 起動</u>	
607	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
608	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの設置</u> (新) <u>可搬型エリアモニタ運搬, 設置</u>	
609	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
610	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の表記を追加して他条文と整合を図りました。 ・可搬型ホース敷設, 接続	
611	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
612	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)ワイヤ接続箇所 (新)ワイヤ接続	
613	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
614	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)ケーブル接続箇所 (新)ケーブル接続	
615	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
616	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)使用済燃料ピット水位計(可搬型)設置箇所 (新)使用済燃料ピット水位(可搬型)設置箇所	
617	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
618	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース接続箇所 (新) ホース接続	
619	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
620	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ鉛遮蔽 (新) 鉛遮蔽	
621	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
622	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 系統構成 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 系統構成	
623	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-34	同上	
624	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース接続箇所 (新) ホース接続	
625	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
626	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ケーブル接続箇所 (新) ケーブル接続	
627	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	
628	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	対象箇所9において以下の表記が2箇所記載があり重複していたことから削除しました。 ・ホース接続箇所	
629	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	
630	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>C/V</u> 水素濃度計電源盤 (新) <u>CV</u> 水素濃度計電源盤	
631	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	
632	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置入口圧力制御弁操作盤 (新) 格納容器雰囲気ガス試料採取装置盤	
633	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
634	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA対策) (新) 格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA対策)	
635	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	
636	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) C/V水素濃度計監視盤 (新) CV水素濃度計監視盤	
637	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-35	同上	
638	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 中央制御室非常用循環系ダンパ開処置 (新) 中央制御室空調装置ダンパ開処置	
639	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-36	同上	
640	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して「- (ハイフン)」を適切な記載に修正致しました。 (下線部参照) (旧) A-安全補機開閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 A-安全補機開閉器室外気取入ダンパ B-安全補機開閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 B-安全補機開閉器室外気取入ダンパ (新) A-安全補機開閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 A-安全補機開閉器室外気取入ダンパ B-安全補機開閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 B-安全補機開閉器室外気取入ダンパ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
641	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-36	同上	
642	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器貫通部電線貫通部端子箱 (新) 格納容器電線貫通部端子箱	
643	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-36	同上	
644	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース接続箇所 (新) ホース接続	
645	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-36	同上	
646	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース接続箇所 (新) ホース接続	
647	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-37	同上	
648	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け <u>(戻り側)</u> (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け <u>(排水側)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
649	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-37	同上	
650	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) (戻り側) 取付箇所 (新) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) (排水側) 取付箇所	
651	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-37	同上	
652	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の表記を削除して他条文との整合を図りました。 ・燃料汲み上げ用ホース	
653	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
654	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ <u>ホース接続箇所</u> (新) ・ <u>3V-DG-333接続口</u>	
655	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
656	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>通話装置用ケーブル</u> (新) <u>資機材</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
657	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
658	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載が抜けていたことから追記して他条文との整合を図りました。 (下線部参照) ・ <u>携行型通話装置</u>	
659	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
660	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載が抜けていたことから追記して他条文との整合を図りました。 (下線部参照) ・ <u>可搬型計測器</u>	
661	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
662	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	対象場所14の以下の表記が誤りであったことから削除しました。(1.0.2-別紙30-42ページの対象場所25にある以下の機器の名称が正しい記載となります。) ・A-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・C-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D-計装用インバータ交流電源切替器盤	
663	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
664	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器貫通部電線貫通部端子箱 (新) 格納容器電線貫通部端子箱	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
665	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
666	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。(下線部参照) ・携行型通話装置ジャック箱	
667	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
668	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	対象場所に21を追加し、以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 操作内容欄：酸素及び二酸化炭素の濃度測定 操作対象機器及び操作項目欄：・酸素濃度・二酸化炭素濃度計	
669	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	
670	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	対象場所に22を追加し、以下の記載を追記しました。 操作内容欄：代替原子炉補機冷却水ライン接続口 操作対象機器及び操作項目欄：・代替原子炉補機冷却水ライン接続口	追而解消の反映結果
671	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	追而解消の反映結果
672	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-38	対象場所に23を追加し、以下の記載を追記しました 操作内容欄：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口 操作対象機器及び操作項目欄：・燃料油移送配管屋内接続口	追而解消の反映結果

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
673	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-38	同上	追而解消の反映結果
674	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 系統構成 (新)現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 系統構成	
675	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-39	同上	
676	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・B-充てんポンプ(自己冷却)用ホース (新)・資機材	
677	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-39	同上	
678	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 系統構成 (新)現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 系統構成	
679	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-39	同上	
680	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 起動操作 (新)現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 起動操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
681	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
682	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器用資機材 (新) ・資機材	
683	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
684	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器設置場所 (新) ・専用工具設置	
685	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
686	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に誤りがあったことから削除しました。 ・タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン制御レバー ・タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン制御油バイパス弁	
687	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
688	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。(下線部参照) ・タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
689	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
690	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)・タービン動補助給水ポンプ起動レバー (新)・タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	
691	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-40	同上	
692	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に誤りがあったことから適正化しました。(下線部参照) (旧)・代替格納容器スプレイポンプ用操作スイッチ (新)・代替格納容器スプレイポンプ操作盤	
693	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-41	同上	
694	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 バッテリー接続 (新)加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続	
695	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-41	同上	
696	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。(下線部参照) ・ケーブル接続	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
697	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-41	同上	
698	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)・後備蓄電池接続盤 (新)・ <u>B</u> 後備蓄電池接続盤	
699	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-42	同上	
700	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)・蓄電池 (<u>3</u> 系統目)接続盤 (新)・ <u>A</u> 後備蓄電池接続盤	
701	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-42	同上	
702	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-43	対象場所28に記載されていた以下の記載について、ルート変更の結果、対象場所28でのホース敷設作業が不要となったことから削除しました。 ・ホース敷設	追而解消の反映結果
703	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-43	同上	
704	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)破損系列の余熱除去系統隔離操作 (新)破損系列の余熱除去系隔離操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
705	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-43	同上	
706	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して適切な記載に修正致しました。(下線部参照) (旧)・携行型通話装置ジャック接続箇所 (新)・携行型通話装置ジャック箱	
707	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-43	同上	
708	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)・空気ポンベ (新)・余熱除去ポンプ入口弁駆動用空気ポンベ	
709	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-43	同上	
710	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載を削除し、他条文との整合を図りました。 ・余熱除去ポンプ入口弁操作用減圧パネル	
711	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙30-43	同上	
712	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載に関して適正化しました。(下線部参照) (旧) 第九条 (新) 第9条	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
713	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-1	同上	
714	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)床開口部からの排水により床開口部の堰高さ(約5cm)程度に抑えられることを想定する。 (新)下階への溢水経路となる床開口部のうち最大となる床開口部の堰高さを想定する。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
715	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-2	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
716	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載に関して適正化致しました。(下線部参照) (旧)最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。 (新)最地下階においては下階への伝播がないため、 <u>溢水源からの溢水源量(伝播経路上にある溢水源の全溢水量)と滞留面積から水位を算出する。</u>	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
717	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-3	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
718	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧)最地下階のサンプタンクへ排水される。 (新)最地下階のサンプタンクへ排水されるが、 <u>床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入に期待しない。</u>	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
719	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-3	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
720	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載を追記しました(下線部参照) 第9条溢水による損傷の防止等における溢水水位は、 <u>床開口部及び床目皿からの排水に期待しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は、現実的に床開口部の堰高さを溢水水位としているため、評価方法が異なる。</u>	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
721	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-3	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
722	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-2	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 防護すべき設備は止水板により溢水は流入しない。 (新) 止水に期待できる設備により溢水は流入しない。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
723	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-5	同上	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
724	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-2	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 床開口部の堰高さ以下の滞留水は目皿から最地下階のサンプタンクに排水される。 (新) 複数の伝播経路がある場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
725	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-5	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
726	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-2	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) 最地下階には上層階からの排水が全て集まる。 (新) 最地下階は、伝播経路上にある溢水源の全溢水量と滞留面積から水位を算出する。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
727	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-5	同上 ※相違理由を追加しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
728	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-4	アクセスルートエリアごとに伝播経路上の最大の堰高さ(約5cm)又は堰高さ(約10cm)を個別に記載し、凡例を「床開口部の堰高さ(約5cm)」から「床開口部の堰高さ」に修正致しました。	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
729	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-7	同上	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
730	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-5	以下の記載に関して他条文との整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>最終貯留区画</u> (新) <u>最地下階</u>	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
731	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-4, 34-8	同上	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
732	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-5	以下の記載に関して適正化致しました。(下線部参照) (旧) 溢水水位の最大は床開口部の <u>堰高さ(約5cm)</u> であり, (新) 溢水水位の最大は床開口部の <u>うち最大堰高さ(約10cm)</u> であり,	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
733	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-8	同上	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
734	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-別紙34-7	以下の記載に関して適正化致しました。(下線部参照) (旧) <u>約5</u> (新) <u>約10</u>	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
735	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-別紙34-10	同上	第9条との整合の確認結果を踏まえた反映
736	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足3-3	仮復旧作業が無くなったことから、以下の記載を削除しました。 (削除した記載) (4) アクセスルート仮復旧への影響 仮復旧作業が必要となるアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍に溢水影響評価の対象となる屋外タンクは存在しないため、仮復旧作業への影響は無い。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
737	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足3-4	上記の修正に加えて、修正に伴い相違理由を修正しました。 (旧) ・女川は溢水影響評価の対象となる屋外タンクと仮復旧作業のエリアが同じであり、かつ段差発生箇所があるため対応を記載している。 ・泊の溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全てT.P.+10mにあり、仮復旧作業は高台で行うため影響はない。 (新) ・泊は、仮復旧作業がない。	
738	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足4-1	仮復旧作業が無くなったことから、記載を修正しました。 (旧) なお、地震による重大事故等時において、アクセスルート上に必要な幅員を確保できない箇所があるが、重機による復旧により車両の通行性を確保する。(別紙(22)、(23)参照) (新) なお、地震による重大事故等時において、屋外のアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(25)参照)	
739	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足4-1	上記の修正に加えて、修正に伴い相違理由を修正しました。 (旧) 【島根】対応方針の相違 ・泊は仮復旧が必要。 (新) 【島根】記載表現の相違	
740	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足7-5	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 差異理由 (新) 相違理由	
741	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足7-8	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ・各プラントによる措定するプラント状態の相違。 (新) ・各プラントによる想定するプラント状態の相違。	
742	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足7-15, 補足7-16	第1図を修正しました。(仮復旧作業が想定されなくなったことによる、被害想定の変更)	
743	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足7-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
744	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足9-1	図中の文字サイズアップ及び図の解像度を上げました。	
745	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足9-1	同上	
746	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足9-1, 補足9-2, 補足9-3	仮復旧作業が想定されなくなったため、関連する記載及び図を現状の想定に沿うよう修正しました。	
747	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足9-1, 補足9-2, 補足9-3	同上	
748	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足9-3	以下の記載を追記しました。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	
749	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足12-2, 補足12-3	第2図について、可搬型設備の追記及び分類の変更をしました。	
750	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足12-4, 補足12-5	同上	
751	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足13-3	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (代替炉心注水, 補助給水ピット/燃料取替用水ピットへの補給及び使用済燃料ピットへの注水) (新) (代替炉心注水, 補助給水ピットへの補給, 燃料取替用水ピットへの補給及び使用済燃料ピットへの注水)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
752	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足13-3	同上	
753	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)	1.0.2-補足16-2	第2図から2号炉脇の可搬型ホース接続配管位置を削除しました。	
754	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)	1.0.2-補足16-1	同上	